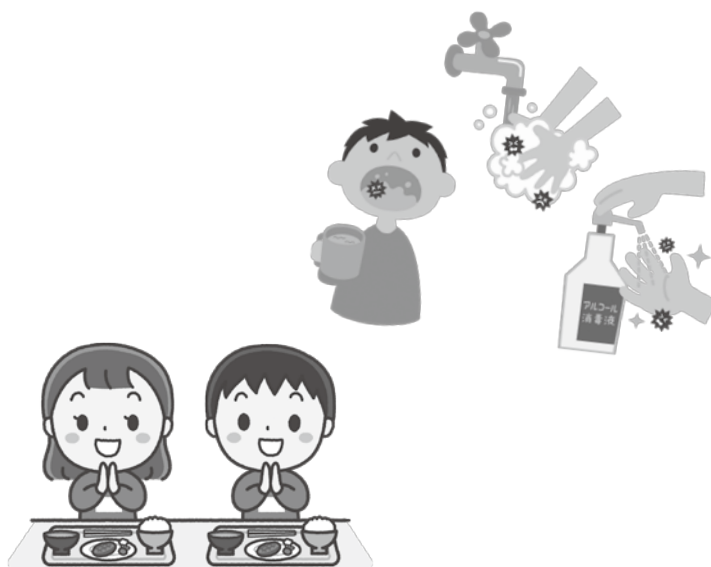


感染症対策は自分でできることから始めましょう

家庭内のできる感染症対策

1. 帰宅後の手洗い、うがい
2. こまめな消毒・除菌
3. 食事は大皿よりも小分けで
4. 家の中でのマスク着用



コロナ禍でストレスをためないために

■ 場所を選んで適度な外出を

感染場所は、換気が悪く、マスクをしていない人が集まる場所に多く見られます。マスク着用などの対策を徹底すれば、外出を過度に恐れる必要はありません。

■ 「健康二次被害」を防ぐために運動しましょう

1日の平均歩数は8000歩以上、筋トレは週3回など、目標を立てて運動することを意識しましょう。

新型コロナワクチン接種に関する注意喚起

行政機関等をかたった“なりすまし”にご注意

ワクチン接種は無料です！

接種を受ける際の費用は全額公費です

＜消費生活センターへ寄せられた事例＞
「コロナウイルスワクチンが接種できる。後日全額返金するので、お金を振り込むように」と保健所を名乗る電話があった。

電話・メールで個人情報を求めることはありません！

市区町村から「接種券」「接種のお知らせ」が届きます

＜消費生活センターへ寄せられた事例＞
「高齢者宅に「コロナワクチンが無料で受けられます」と個人情報聞き出す不審な電話がかかってきた。」

新型コロナワクチン接種に関する情報は、首相官邸及び厚生労働省ウェブページをご覧ください

首相官邸
消費生活センター
新型コロナワクチン相談
0120-797-188

厚生労働省
新型コロナワクチンコールセンター
0120-761770

消費生活ホットライン (0番から)
188

警察相談専用電話
#9110

新型コロナワクチンに便乗した詐欺にご注意ください！

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために必要だと語り、金銭や個人情報をだましとろうとする電話に関する相談が寄せられています。

市区町村等が、ワクチン接種のために金銭や個人情報を電話・メールで求めることはありません。困ったときは一人で悩まず、「国民生活センター 新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン ☎0120(797)188」や高石警察署生活安全課防犯係 ☎(265) 1234 にご相談ください。

※新型コロナワクチン接種に関する情報は、「首相官邸」及び「厚生労働省」ウェブページをご覧ください。



▲首相官邸HP



▲厚生労働省HP

新型コロナウイルス感染症対策に関する支援等

※掲載情報は、4月21日時点のものです。最新の情報は、お問い合わせください。

- 経済支援 -

コロナ対策関連の融資を受けた方へ 特別利子補給制度（実質無利子）

コロナ対策関連の借入を行い、特定の条件に当てはまる事業者に対し、最長3年間分の利子相当額を一括で助成します。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象となります。

対象 日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」「新型コロナウイルス対策マル経融資」または商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等で、特別貸付等借入申込時点の最近1か月等、その翌月もしくはその翌々月の売上高または最近1か月から遡った6か月間の平均売上高と前3年のいずれかの年の同期と比較して、以下の要件を満たす方

①個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）：要件なし

②小規模企業者（法人事業主）：売上高15%減少

③中小企業者等（上記①②を除く事業者）：売上高20%減少

期間 借入後当初3年間（最長）

補給対象貸付上限額 中小事業・商工中金等：3億円、国民事業6,000万円

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額です。

問合先（独）中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 ☎0570(060)515

（受付時間：9：00～17：00）

※申請方法等、詳細はお問い合わせいただくか、

（独）中小企業基盤整備機構のホームページをご覧ください▲



中小法人・個人事業者の方へ 一時支援金を給付します

令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（一時支援金）を給付します。

申請期間 令和3年5月31日まで

給付額 （2019年または2020年の対象期間の合計売上）－（2021年の対象月の売上×3ヶ月）

給付上限額 ①中小法人等 上限60万円

②個人事業者等 上限30万円

対象 ①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること（緊急事態宣言の再発令に伴い、発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること）

②2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月または3月の売上が50%以上減少していること

申請方法 オンライン申請または申請サポート会場へ

※申請サポート会場のご利用には電話かHPから事前予約が必要です。

一時支援金ホームページはこちらから▶

(<https://ichijishienkin.go.jp>)



問合先 一時支援金事務局 相談窓口・申請サポート会場電話予約窓口 ☎0120(211)240 IP電話専用番号 ☎03(6629)0479（受付時間：8:30～19:00 全日対応）

ひとり親のご家庭へ 大切なお知らせ

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給します

■ 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯の方への給付

給付額 児童1人当たり5万円（①の方は令和3年5月11日支給）

対象 ①令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方

②公的年金等を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

申請 ①の方は申請不要、②・③の方は6月号の広報紙で掲載
※申請の際に簡単なアンケートを実施予定ですのでご協力をお願いします

■ 市独自のひとり親世帯支援策を実施します

上記基本給付の対象者①・②・③に該当される方に対し、市独自の給付金を支給します。

給付額 1世帯3万円（①の方は令和3年5月11日支給）

給付方法 基本給付に上乗せして支給

問合先 こども家庭課 ☎(275)6349

営業時間短縮要請にご協力いただいた飲食店等の方へ 大阪府営業時間短縮協力金の再申請・期限延長について

大阪府営業時間短縮協力金の申請期限を特例措置として再度申請の受け付けや、申請期限の延長を行います。

■ 第1期（再申請の受付）

時短要請期間：令和3年1月14日～令和3年2月7日

申請受付期間：令和3年5月14日（金曜日）まで

申請方法：決定次第大阪府のHPに掲載

詳細URL：http://www.pref.osaka.lg.jp/shoko_somu/eigyozukantansyuku/index.html▶



■ 第2期（申請期限の延長）

時短要請期間：令和3年2月8日～令和3年2月28日

申請受付期間：令和3年5月14日（金曜日）までに延長

申請方法：大阪府営業時間短縮協力金システムから申請

郵送（当日消印有効）での申請も可能

詳細URL：http://www.pref.osaka.lg.jp/shoko_somu/eigyozukantansyuku2/index.html▶



問合先 大阪府営業時間短縮協力金に関するコールセンター ☎06(6210)9525（受付時間：9:00～18:00 日曜日・祝日を除く）